

5. 相続時精算課税加算額の計算			(単位：円)					
贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加 算 額					
6. 課税価格から控除すべき債務控除額の計算			(単位：円)					
債務及び葬式費用	負担者	計 算 過 程	金 額					
7. 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)の価額の計算			(単位：円)					
贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加 算 額					
8. 各人の相続税の課税価格の計算			(単位：円)					
相続人等								計
区 分								
遺贈による取得財産								
分割による取得財産								
みなし財産								
相続時精算課税加算額								
債控除								
生前贈与加算額								
課税価格(1,000円未満切捨)								

9 各人の相続税の課税価格の計算								(単位:円)
区 分	相続人等							計
	遺 贈 財 産							
未 分 割 財 産								
立 木 の 評 価 減								
み な し 財 産								
相続時精算課税加算額								
債 務 除	債 務							
	葬 式 費 用							
生前贈与加算								
課税価格(1,000円未満切捨)								

II 相続税の総額の計算

課 税 価 格 の 合 計 額		遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		課 税 遺 産 額	
千円		千円		千円	
法 定 相 続 人	法 定 相 続 分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
		千円		円	
合 計	人	1		相続税の総額	円

○社割引債			
証券投資信託 受益証券			
P 出 資			
絵 画			
Q 定期預金			
J 町300番地 所在の宅地	間口距離()m、奥行距離()m		
R 社 株 式			

(5) 課税価格に加算する贈与財産(相続時精算課税贈与財産)の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年単位課税贈与財産)の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額

(7) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等区分	配偶者乙	子 A	孫 C	孫 D	孫 F	養子 E	合計
純資産価額	636,969,200	285,888,000	114,985,400	36,489,370	45,206,250	58,000,000	1,177,538,220
生前贈与加算額 (暦年単位課税分)							
課税価格 (1,000円未満切捨て)							

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分(分数)	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
	—		
	—		
	—		
	—		
	—		
	—		
	—		
合計	人 1		(100円未満切捨て) 円

孫	C	Pストックオプション	
孫	C	O社株式	
孫	C	Q宅地	
孫	C	R家屋	
孫	C	割引債券	
子	B	S社株式	

8. 各人の課税価格の計算						(単位：円)
相続人等 区分						合計
遺贈財産						
相続財産						
みなし取得財産						
相続時精算課税 適用財産						
債務控除						
生前贈与加算						
課税価格 (1,000円未満切捨て)						

II 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
合計	人 1		(100円未満切捨て) 円

1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(3)、(4)及び(7)に該当するものを除く。)の価額の計算

(単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
宅 地 H (イ部分)			
宅 地 H (ロ部分)			
私 道 I			
家 屋 J			
家 屋 K			
宅 地 L			
雑 種 地 M			
家 屋 N			
構 築 物 O			
宅 地 P			
借 地 権 Q			
家 屋 R			
山 林 S			

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(3)、(4)及び(7)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
T 社 株 式			
U ゴ ル フ ク ラ ブ 会 員 権			

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(3)、(4)及び(7)に該当するものを除く。)の価額の計算(続き)

(単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
期 日 指 定			
定 期 預 金			
立 木			
家 庭 用 動 産			

(2) 未分割遺産の額の計算

(単位:円)

① 未分割遺産の額		
	計 算 過 程	金 額
② 特別受益額		
受 益 者	計 算 過 程	金 額
	合 計	
③ みなし相続財産 ①+②= 円		
④ 具体的相続分		
共同相続人	計 算 過 程	金 額

(8) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

区分	相続人等					計
相続又は遺贈による取得財産						
未分割財産						
みなし取得財産						
相続時精算課税の適用を受ける贈与財産						
債務及び葬式費用						
生前贈与加算(暦年課税分)						
課税価格(1,000円未満切捨)						

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額	
千円		千円		千円	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額	
		千円		円	
合計	人	1		(100円未満切捨)	円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区分	相続人等					計
算出税額						
加算又は減算						
差引税額						
贈与税額控除額(相続時精算課税分)						
納付税額(100円未満切捨)						

1 相続人及び受遺者の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

イ 遺贈財産価額の計算						
財産の種類	計	算	過	程	取得者	課税価格に算入される金額
宅 地 H						
家 屋 I						
家庭用財産						
宅 地 J						
K 社 株 式						

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
合計	人 1		(100円未満切捨て) 円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額

(単位：円)

区分	相続人等	相続人等						計
		配偶者乙	子 A	妻 A'	子 C	孫 E	養子 F	
算出税額								
加算又は減算	相続税額の加算額							
	贈与税額控除額 (暦年課税分)							
	配偶者の税額軽減額							
	障害者控除額							
差引税額								
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)								
小計 (100円未満切捨て)								
納税猶予額 (100円未満切捨て)								
納付税額 (100円未満切捨て)								

(4) 株式等納税猶予額の計算

(単位：円)

I 株式等納税猶予額の基となる相続税の総額の計算					
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
① 経営承継相続人等の特例非上場株式等の価額(注)					
② 経営承継相続人等に係る債務及び葬式費用の金額					
③ 特定価額(1,000円未満切捨て)					
④ 特定価額の20%に相当する金額(1,000円未満切捨て)					
⑤ 経営承継相続人等以外の課税価格の合計額					
⑥ 基礎控除額					
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額					
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額					
法定相続人	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基礎となる税額	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基礎となる税額
		千円	円	千円	円
法定相続分の合計	1	相続税の総額	円	相続税の総額	円
II 株式等納税猶予額の計算 (単位：円)					
① 経営承継相続人等に係る税額控除等(暦年課税分贈与税額控除額を除く)の金額					
② 特定価額に基づく経営承継相続人等の算出税額(暦年課税分贈与税額控除額を除く)(赤字の場合は0)					
③ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継相続人等の算出税額(暦年課税分贈与税額控除額を除く)(赤字の場合は0)					
④ 経営承継相続人等の算出税額(暦年課税分贈与税額控除額を除く)(赤字の場合は0)					
⑤ ①+②-③-④(赤字の場合は0)					
⑥ ②-③-⑤(赤字の場合0)					
⑦ 株式等納税猶予額(100円未満切捨て)					

(注) 特例非上場株式等の価額

(単位：円)

--